

京都市中央斎場のあり方検討委員会

中央斎場の概要説明資料



京 都 市

目 次

1 中央斎場の施設説明

(1) 京都における火葬場の歴史	1
(2) 施設の概要	4
ア 施設の概要	4
(ア) 所在図	4
(イ) 施設の概要	5
(ウ) 建設・改修の経過	8
(エ) 火葬取扱い件数の変遷	9
(オ) 使用料の変遷	12
イ 火葬業務の流れ	14
(ア) 入場から受付	14
(イ) 告別ホール～炉前ホール	16
(ウ) 待合室	17
(エ) 火葬炉とコントロール室	18
(オ) 収骨室	20
(カ) 胎児炉	21
(キ) 火葬申請までの流れ	22
ウ 火葬後（残骨灰）の流れ	23
霊灰碑	23
エ 動物炉	24
(3) 職員の配置	26
(4) 京都市中央斎場運営協議会	27
(5) 参勤僧	27
(6) 京都中央安置センター	27
(7) 火葬実績（平成24年6月）	27

2 施設の課題

(1) 火葬炉の仕組みと問題点	39
(2) 補修の経過と今後の考え方	41
(3) 緊急時の対策	42

3 その他

(1) 阪神淡路大震災時の対応（平成7年）	43
(2) 東日本大震災時の対応（平成23年）	45
(3) 計画停電時の対応（平成24年）	46

4 参考資料

(1)	関係法令	48
ア	墓地，埋葬に関する法律	48
イ	京都市中央斎場条例	51
ウ	京都市中央斎場条例施行規則	53
エ	京都市墓地等許可取扱要綱	55
(2)	京都市中央斎場将来需要予測調査結果	56
(3)	政令指定都市の火葬場の状況	別紙
(4)	近隣都市の火葬場の状況	別紙

＊ 表紙の写真は中央斎場建設時の航空写真

1 中央斎場の施設説明

(1) 京都における火葬場の歴史

ア 花山火葬場

(ア) 東西両本願寺火葬場の概要

運用期間 明治11年～昭和6年3月

大谷寺派本願寺火葬場（東本願寺）	火葬炉数	14基
	敷地面積	3,031㎡
	建物面積	約180㎡
本願寺派本願寺火葬場（西本願寺）	火葬炉数	14基
	敷地面積	2,250㎡
	建物面積	約180㎡

(イ) 市営火葬場の概要

運用期間 昭和7年11月～昭和52年9月

火葬炉数 18基

敷地面積 6,870㎡

建物面積 981㎡



＜沿革＞

明治11年東西両本願寺が建設した火葬場であり、位置はほぼ現在の中央斎場の位置に並んで創設された。当時は「東本願寺火葬場」と「西本願寺火葬場」が隔月で操業していた。

昭和6年4月京都市が山科町を編入時に、東西両本願寺から譲渡を受け、隣接地1,181㎡の寄附を受け、東西本願寺専用炉棟も併せて全面改築の後、市営火葬場として昭和7年11月から操業開始した。昭和52年9月改築のため操業停止。53年7月解体。

イ 蓮華谷火葬場



＜概要＞

火葬炉数	8基（重油炉、ほかに動物炉が1基）
敷地面積	7,408㎡
建物面積	739㎡

＜沿革＞

明治33年10月、市営火葬場として創設。当時の衣笠村に貸与し、経営にあたらせていた。大正7年4月、衣笠村が京都市に編入と同時に衣笠学区に貸与する。

大正15年4月、京都市の直営となる。昭和13年、隣接地を買収し、全面改築後昭和14年から操業開始。昭和52年10月、花山火葬場改築のために9基を除去し仮設炉を10基増設した。中央斎場建設後の昭和56年3月に休止し、京都市中央斎場の分場として維持管理している。

ウ 帰命院（きみょういん）火葬場



＜概要＞

火葬炉数	5基（薪炉 5基）
------	-----------

＜沿革＞

伏見区治部町に江戸時代後期から存在しており，昭和6年に伏見市が買収し，その後，伏見市の京都市編入により京都市営となった。昭和7年改修し，昭和35年に廃止された。もともとは薪炉であったが，第二次大戦中は石炭も併用していた。

エ 龍安寺火葬場

私営で蓮華谷火葬場の前身で，蓮華谷火葬場のための立ち退きにより明治35年に廃止。

オ 雲ヶ畑火葬場

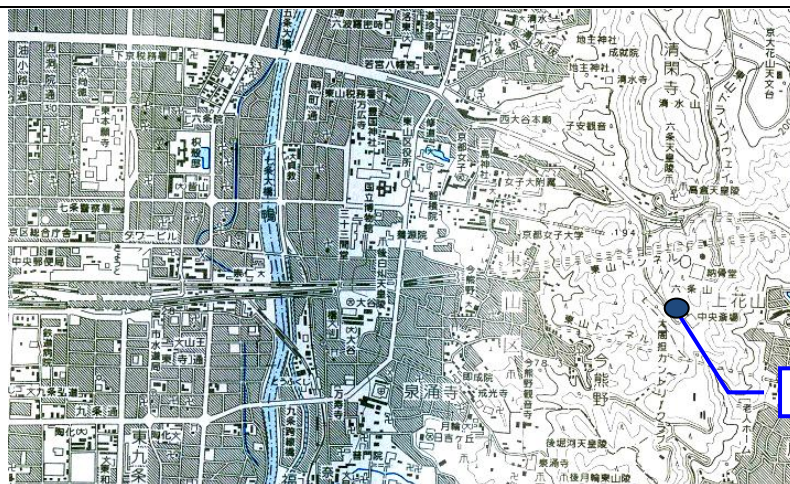
昭和24年に雲ヶ畑村から京都市営になるも，昭和54年に廃止。中畑町にあり日露戦争頃に創立された。火葬炉1基。



(2) 施設の概要

ア 施設の概要

(ア) 所在図



京都市中央斎場

<京都市中央斎場>

京都市山科区上花山旭山町19番地の3ほか

<京都市中央斎場分場（旧蓮華谷火葬場）>

京都市北区大北山蓮ヶ谷2番地の1, 2番地の2

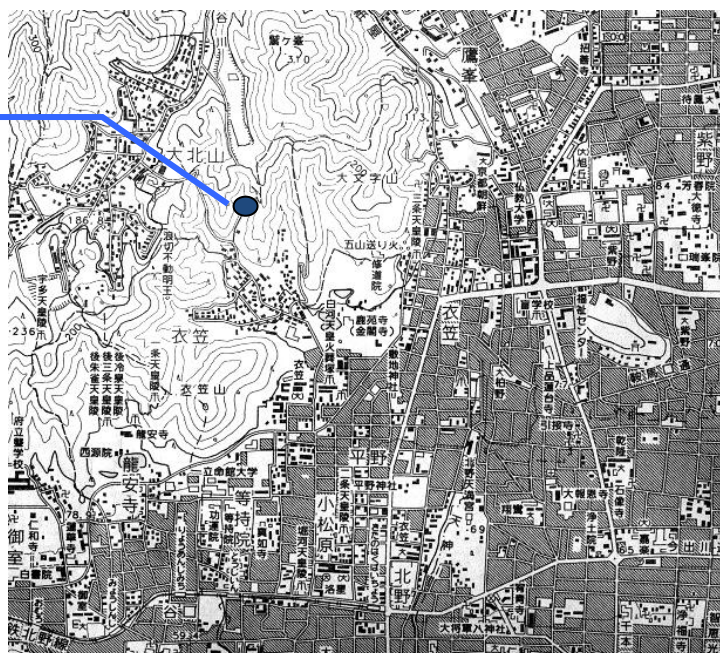
火葬炉 10基

敷地面積 7,408㎡

建物面積 739㎡

昭和56年3月に休止したが、災害時の活用を前提に、中央斎場の分場として維持管理している。

京都市中央斎場分場



(イ) 施設の概要



↑ 建設当時の本館の全景

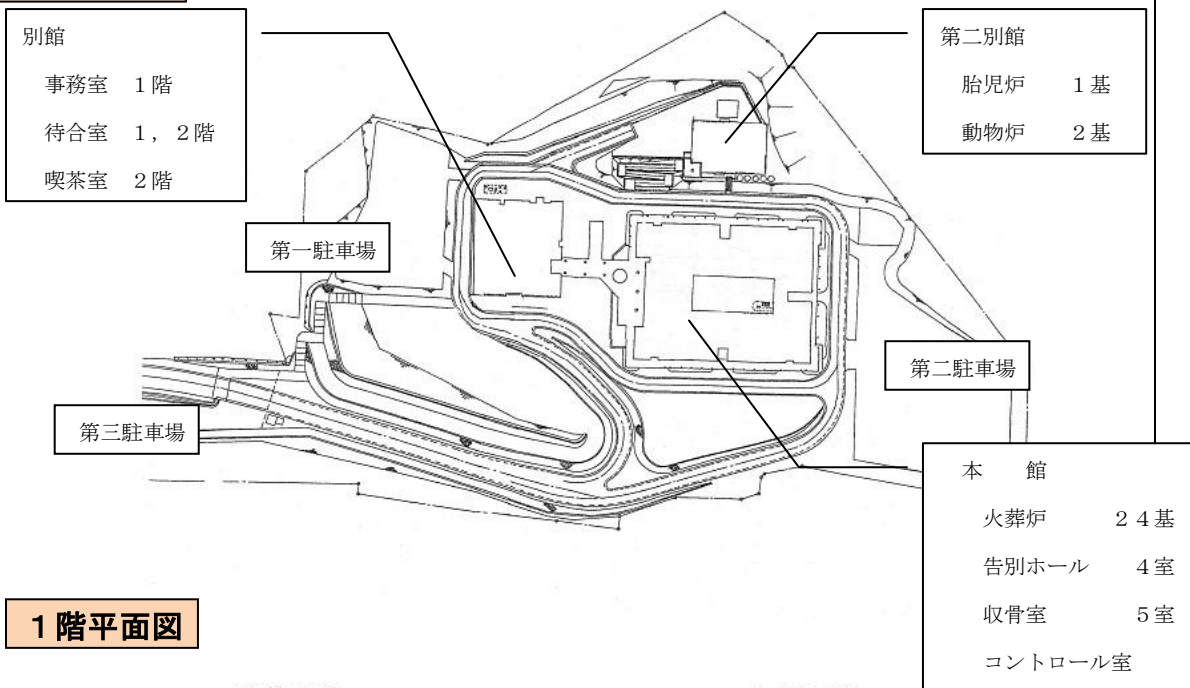
建設当時の別館の全景 ↓



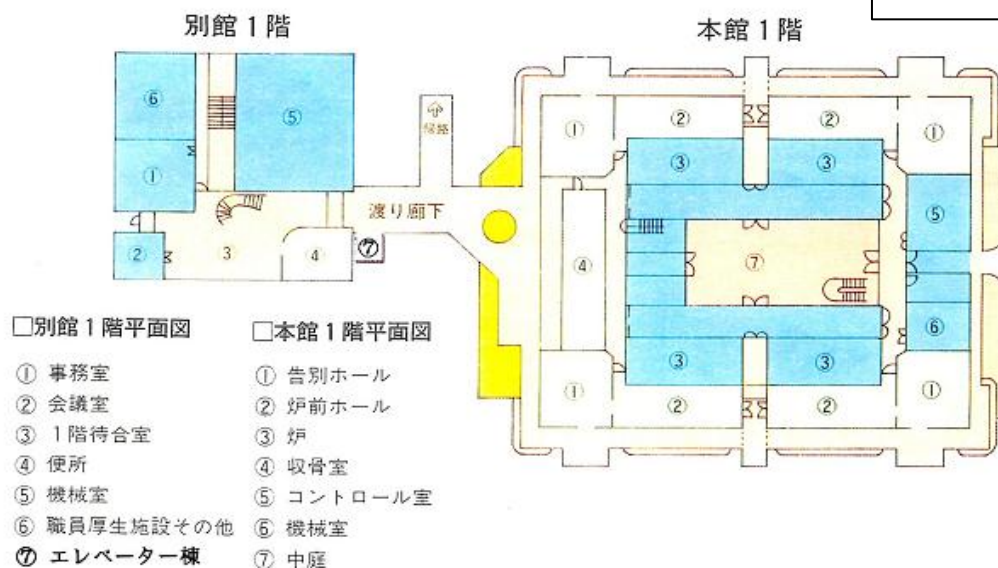
京都市中央斎場の前身である旧花山火葬場は、明治11年東西両本願寺が創設経営していたものを、昭和6年4月に京都市が宇治郡山科町を編入すると同時に譲渡を受け、全面改築の後昭和7年から運営をしてきたものである。

昭和53年7月に除去されるまでの40有余年間、長期の使用により炉体の老朽化は甚だしく、これ以上の使用に耐えがたい状況やさらに老朽かつ狭小となって満足に使用できなくなっていた状況のもとで、周囲の静かで緑豊かな環境を生かし、又、荘厳さを保ちながら、市民の葬送の場にふさわしいものへと改善をはかるための改築の気運が生まれた。その中で、昭和50年11月には斎場建設に関する基本方針が決定され、さらに昭和52年4月21日には、正式に京都都市計画による火葬場の建設の承認を受け、総工費34億200万円（昭和51年度～昭和55年度の5か年計画）をかけて昭和56年3月21日に完成し、同4月1日から業務を開始した。

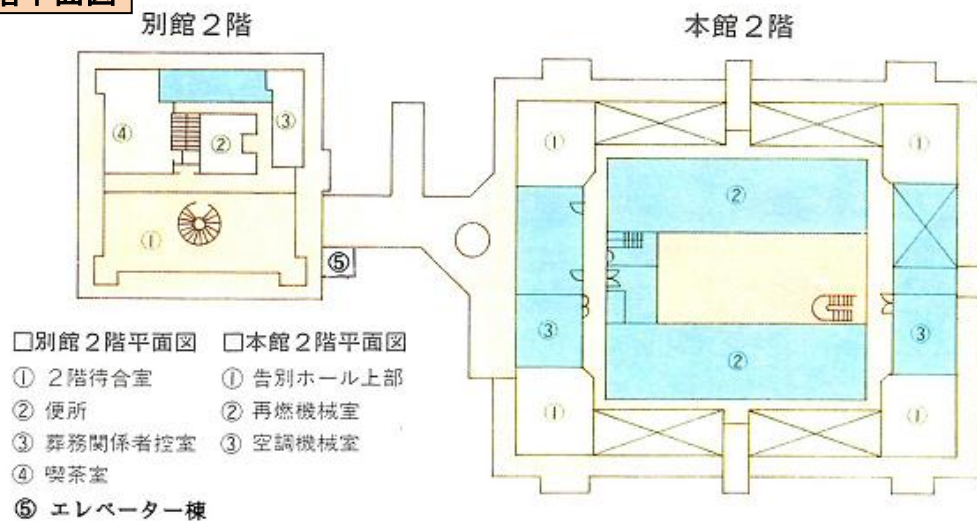
敷地平面図



1階平面図



2階平面図



＜施設の概要＞

- 1 所在地 京都市山科区上花山旭山町19番地の3外
- 2 敷地面積 31,560㎡
- 3 建築年次 昭和56年3月竣工
- 4 建設事業費 34億200万円
- 5 事業経費（単位：千円）

区 分	平成22年度決算	平成23年度予算	平成24年度予算
収 入	360,875	380,378	396,602
支 出	338,079	371,174	371,116
人件費	156,507	165,870	165,870
事業費・運営費	181,572	205,304	205,246

（人件費は事務事業評価による）

- 6 職 員 20名
担当課長① — 担当課長補佐① — 主席衛生業務員③ — 係員⑮
（衛生業務11, 事務2, 機械1, 嘱託1）

7 施設利用時間

- (1) 開場時間 午前8時30分～午後5時15分
- (2) 受付時間 午前10時～午後4時30分
ア 計画停電実施期間は午後5時30分まで受付（事前に申し出のあった場合）。
イ 12月31日は午後6時まで時間延長して受付。

8 建築規模

- (1) 本館＜炉棟＞ R C造2階建 延床面積 3,631.8㎡
 - (2) 別館＜管理棟＞ R C造2階建 延床面積 1,564.7㎡
 - (3) 第二別館＜付属炉棟＞ R C造平屋建 延床面積 302.1㎡
 - (4) 渡り廊下棟 鉄骨造平屋建 延床面積 222.1㎡
 - (5) エレベータ棟 R C造2階建 延床面積 44.3㎡
- 計 5,765.0㎡

9 施設内容

- (1) 本館 火葬炉24基, 告別ホール4室, 炉前ホール4室, 収骨室5室, 再燃焼室, コントロール室等
- (2) 別館 事務室, 待合室 (304人収容), 喫茶室 (74人収容), 会議室等
- (3) 第二別館 火葬 (胎児) 炉1基, 動物炉2基, 告別ホール1室, 機械室等
- (4) 駐車場 120台収容 (マイクロバス6台 身障者用2台 含む) (4,500㎡)

10 火葬能力

- (1) 火葬方式 ロストル方式
- (2) 想定能力 1日最大 120件 (24基×5回転)
年間最大 約40,000件 (120件×328日)
- (3) これまでの最大火葬件数 1日 97件 (平成19年1月3日)

(ウ) 建設・改修の経過

<経過>

昭和50年11月	斎場建設に関する基本方針の決定
昭和52年 1月	京都市都市計画審議会による都市計画の決定
昭和52年 2月	京都府都市計画審議会による都市計画の決定
昭和52年 4月	知事承認
昭和52年4月～昭和55年3月	敷地造成工事，建築工事，炉築造工事，水道・道路・河川工事，造園工事等
昭和55年4月～昭和56年3月	埋蔵文化財（旭山古墳）保存工事
昭和56年4月1日	操業開始
昭和62年度	火葬炉床部の耐火材等の補修
平成2年度	火葬炉部分の耐火材の補修
平成3年度	動物炉・煙道の耐火材の補修，部分的な構造変更
平成7年4月	火葬炉改修工事開始
<u>（灯油から都市ガスに変更）</u> （約28億円）	
平成9年1月	北ブロック完成 操業開始
平成9年10月	東ブロック完成 操業開始
平成10年5月	南ブロック完成 操業開始
平成11年1月	西ブロック完成 操業開始
平成11年3月	動物炉・汚物炉改修工事開始（約11億円）
平成11年3月31日	火葬炉改修工事終了
平成13年3月31日	動物炉・汚物炉改修工事終了
平成15年4月	聖土槽新設
平成18年3月	火葬炉改修工事開始
<u>（ブロックの主燃部のみの積み替え，バーナーの交換）</u> （約2億8千万円）	
平成18年12月	火葬炉改修工事終了
平成20年度	「京都市中央斎場将来需要予測調査」実施 （㈱地域計画建築研究所―アルパック）
平成20～21年度	待合室横にエレベーター棟の建設（22年4月供用開始）
平成22年度	携帯用電波塔の設置
平成22～23年度	火葬炉制御システム改修（約2億9千万円）
平成23年8月	非常事態時におけるLPG臨時供給施設に関する 常設LPGバルブの設置

(エ) 火葬取扱い件数の変遷

中央斎場の火葬の取扱いは、人体の火葬、産汚物の火葬、動物の焼却、そして火葬証明発行業務も行っている。

<火葬取扱い件数の変遷>

	大 人			小 人			胎 児			合 計		
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
56	9,180	1,255	10,435	141	46	187	850	322	1,172	10,171	1,623	11,794
57	9,242	1,327	10,569	149	44	193	836	323	1,159	10,227	1,694	11,921
58	9,373	1,397	10,770	144	30	174	741	298	1,039	10,258	1,725	11,983
59	9,313	1,183	10,496	125	30	155	758	295	1,053	10,196	1,508	11,704
60	9,715	1,187	10,902	115	30	145	720	269	989	10,550	1,486	12,036
61	9,531	1,187	10,718	116	29	145	699	257	956	10,346	1,473	11,819
62	9,741	1,227	10,968	71	20	91	669	251	920	10,481	1,498	11,979
63	9,968	1,240	11,208	88	17	105	603	245	848	10,659	1,502	12,161
1	8,619	1,340	9,959	72	16	88	374	219	593	9,065	1,575	10,640
2	8,408	1,348	9,756	79	21	100	343	193	536	8,830	1,562	10,392
3	10,187	1,362	11,549	85	25	110	515	202	717	10,787	1,589	12,376
4	10,937	1,527	12,464	105	19	124	465	167	632	11,507	1,713	13,220
5	10,508	1,486	11,994	83	26	109	458	164	622	11,049	1,676	12,725
6	10,921	1,659	12,580	91	20	111	445	173	618	11,457	1,852	13,309
7	10,398	1,455	11,853	75	29	104	397	143	540	10,870	1,627	12,497
8	10,754	1,497	12,251	64	14	78	404	152	556	11,222	1,663	12,885
9	10,733	1,491	12,224	82	20	102	381	129	510	11,196	1,640	12,836
10	11,502	1,736	13,238	61	20	81	385	161	546	11,948	1,917	13,865
11	11,205	1,664	12,869	78	18	96	360	132	492	11,643	1,814	13,457
12	10,855	1,606	12,461	54	10	64	369	144	513	11,278	1,760	13,038
13	10,932	1,677	12,609	57	14	71	353	114	467	11,342	1,805	13,147
14	11,364	1,789	13,153	50	12	62	355	131	486	11,769	1,932	13,701
15	11,453	1,774	13,227	56	17	73	378	135	513	11,887	1,926	13,813
16	11,882	1,860	13,742	46	11	57	342	102	444	12,270	1,973	14,243
17	12,092	1,959	14,051	38	7	45	306	87	393	12,436	2,053	14,489
18	12,370	1,923	14,293	44	12	56	297	86	383	12,711	2,021	14,732
19	12,574	1,981	14,555	43	11	54	245	81	326	12,862	2,073	14,935
20	12,616	1,952	14,568	40	14	54	255	87	342	12,911	2,053	14,964
21	12,582	1,739	14,321	31	10	41	218	71	289	12,831	1,820	14,651
22	13,178	1,736	14,914	44	6	50	254	84	338	13,476	1,826	15,302
23	13,754	1,835	15,589	38	6	44	223	86	309	14,015	1,927	15,942

＜平成２３年度月別取扱い件数＞

	大 人			小 人			胎 児			合 計		
	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計
4	1,129	154	1,283	1	1	2	21	13	34	1,151	168	1,319
5	1,080	134	1,214	2	0	2	21	10	31	1,103	144	1,247
6	1,070	133	1,203	4	0	4	17	9	26	1,091	142	1,233
7	1,056	154	1,210	4	2	6	18	7	25	1,078	163	1,241
8	1,046	148	1,194	2	1	3	22	3	25	1,070	152	1,222
9	1,040	142	1,182	3	0	3	18	9	27	1,061	151	1,212
10	1,065	140	1,205	3	1	4	15	7	22	1,083	148	1,231
11	1,102	146	1,248	5	0	5	16	8	24	1,123	154	1,277
12	1,268	170	1,438	6	0	6	21	2	23	1,295	172	1,467
1	1,364	176	1,540	1	0	1	15	3	18	1,380	179	1,559
2	1,312	181	1,493	3	1	4	18	7	25	1,333	189	1,522
3	1,222	157	1,379	4	0	4	21	8	29	1,247	165	1,412
計	13,754	1,835	15,589	38	6	44	223	86	309	14,015	1,927	15,942

＜１日の最大取扱い件数の変遷＞

年度	１６	１７	１８	１９	２０	２１	２２	２３
月日	１月１３日	１月１５日	１月３日	１月２３日	１月３日	１２月２６日	１２月１６日	２月６日
件数	７９	８６	９７	８７	８７	９３	９２	８９
備考	友引明け	友引明け	初日	友引明け	初日	友引明け	友引明け	友引明け

＜その他の取扱い件数の変遷＞

	産汚物等	証明		産汚物等	証明
56	738	不明	9	1,225	34
57	1,584	不明	10	1,129	16
58	997	不明	11	1,493	51
59	1,048	不明	12	1,471	51
60	946	30	13	1,318	57
61	956	32	14	1,260	60
62	1,297	49	15	1,426	73
63	1,096	39	16	1,268	71
1	992	41	17	1,300	86
2	894	48	18	1,116	115
3	1,015	64	19	1,113	165
4	1,123	69	20	1,016	177
5	1,487	53	21	876	168
6	1,414	48	22	1,068	207
7	1,235	42	23	895	246
8	1,554	31			

＜市外の取扱い件数の内訳＞

	件 数					うち 大 人				
	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3	1 9	2 0	2 1	2 2	2 3
京都市	12,862	12,911	12,831	13,476	14,015	12,574	12,616	12,582	13,178	13,754

京都府	1,640	1,636	1,400	1,421	1,553	1,591	1,580	1,368	1,373	1,511
宇治市	163	168	121	108	106	158	163	121	106	103
長岡京市	490	487	539	560	622	483	470	532	550	613
向日市	377	402	351	387	395	364	389	347	379	388
城陽市	133	120	45	47	77	127	114	38	38	72
八幡市	176	125	75	79	70	171	125	74	73	65
大山崎町	99	92	91	101	100	98	89	87	99	98
久御山町	51	56	39	30	29	51	55	37	29	28
京田辺市	55	61	47	23	37	53	60	46	21	33
その他	96	125	92	86	117	86	115	86	78	111
大阪府	117	130	124	116	97	106	119	114	107	83
高槻市	12	13	12	16	12	12	11	11	14	10
島本町	5	3	11	7	3	5	3	11	6	2
その他	100	114	101	93	82	89	105	92	87	71
滋賀県	115	116	103	102	107	106	103	88	92	91
大津市	77	74	63	64	69	71	67	56	61	60
その他	38	42	40	38	38	35	36	32	31	31
その他	182	171	184	187	170	161	150	162	164	150
合 計	2,054	2,053	1,811	1,826	1,927	1,964	1,952	1,732	1,736	1,835

(才) 使用料の変遷

中央斎場の使用料は、京都市斎場条例に規定する使用料として徴収している。市民と市外からの利用者として異なった料金形態をとっている。

また、埋葬又は火葬に関する証明書の交付事務も行っているが、これは京都市証明等手数料条例で規定する手数料のひとつ。

<区分>

大 人・・・10歳以上

小 人・・・0歳～10歳未満

胎 児・・・4ヶ月以上の胎児

<算出方法>

使用料・・・京都市斎場条例。

市内・・・運営に係る大人1人当たりの直接経費（燃料費、光熱水費、消耗品費など）の相当額。

市外・・・運営に係る大人1人当たりの直接経費＋間接経費（施設管理費、人件費、減価償却費、利息など）の相当額。京都市斎場条例による。

埋葬又は火葬に関する証明書の交付・・・1通350円。京都市証明等手数料条例。

<使用料の変遷>

	大 人		小 人		胎 児		4ヶ月未満の胎児, 産汚物等
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
39.4.1	1,000	1,500	700	1,050	700	700	12 kgまで 40 円 12 kg毎 20 円加算
51.4.1	3,000	6,000	2,000	4,000	1,000	2,000	25 kg毎 1,000 円
52.4.1	3,000	12,000	2,000	8,000	1,000	4,000	25 kg毎 1,000 円
56.4.1	9,000	40,000	6,000	30,000	3,000	20,000	10 kg毎 1,200 円
63.4.1	9,000	50,000	6,000	35,000	3,000	25,000	10 kg毎 1,200 円
9.4.1	10,000	57,000	7,000	40,000	3,500	28,500	10 kg毎 1,400 円
17.4.1	12,000	60,000	8,000	43,000	4,000	30,000	10 kg毎 2,000 円
21.4.1	15,000	75,000	10,000	54,000	5,000	38,000	10 kg毎 2,500 円

小人、胎児・・・各々大人料金の70%、50%として算定。

<他都市の使用料>

1 京都近郊

	大 人		小 人		胎 児		
	市内	市外	市内	市外	市内	市外	
宇治市	10,000	70,000	7,000	49,000	5,000	35,000	12歳以上が大人
亀岡市	15,000	60,000	7,500	30,000	3,500	15,000	12歳以上が大人
大津市	12,000	60,000	8,000	40,000	4,000	20,000	12歳以上が大人 胎児は1歳未満

2 主な政令都市

	大 人			小 人		胎 児		
	市内	市外	年齢区分	市内	市外	市内	市外	
札幌市	無料	49,000	12歳以上	無料	40,000	無料	23,000	
仙台市	9,000	27,000	6歳以上	4,500	13,500	3,500	10,500	
さいたま市	7,000	56,000	12歳以上	3,500	28,000	1,500	11,000	
千葉市	6,000	60,000	12歳以上	3,000	30,000	1,500	15,000	
東京都	36,400	71,280	7歳以上	21,000	41,340	11,100	22,090	
横浜市	12,000	50,000	10歳以上	8,000	34,000	2,400	10,000	
川崎市	3,000	30,000	12歳以上	2,000	20,000	1,000	10,000	
相模原市	無料	45,000	12歳以上	無料	30,000	無料	18,000	
新潟市	無料	28,000	12歳以上	無料	14,000	無料	9,300	
静岡市	無料	40,000	12歳以上	無料	24,000	無料	16,000	
浜松市	無料	23,000	12歳以上	無料	14,000	無料	7,000	
名古屋市	5,000	50,000	10歳以上	2,500	25,000	1,200	12,000	
京都市	15,000	75,000	10歳以上	10,000	54,000	5,000	38,000	
大阪市	10,000	60,000	10歳以上	6,000	36,000	3,000	18,000	
堺市	20,000	60,000	12歳以上	14,000	42,000	6,000	18,000	
神戸市	12,000	36,000	10歳以上	6,000	18,000	2,400	7,200	
岡山市	8,000	37,000	13歳以上	6,000	25,000	3,000	13,000	東山斎場
	6,000	35,000		4,000	23,000	2,000	12,000	西大寺斎場
広島市	8,200	59,000	12歳以上	5,900	42,000	3,200	23,000	
北九州市	10,000	50,000	10歳以上	無料	40,000	無料	20,000	
福岡市	20,000	70,000	10歳以上	10,000	35,000	3,000	3,000	

* 第58回大都市公営葬務事業協議会資料抜粋

イ 火葬業務の流れ

(ア) 入場から受付



(受付)

- ① 中央斎場に到着後、受付で申請手続きをする。
- ② 受付手続きの間、霊柩車・供車は待機場所（駐車場に薄緑のレーンがある）で待機する。
- ③ 受付職員がコントロール室（集中監視室）に伝え、使用する告別ホールが連絡される。それを受付担当者から葬祭業者に伝え、ご遺族を案内する。
- ④ 大人や小人の場合は本館へ、胎児の場合は別館へ移動する。
- ⑤ 来場する供車は「乗用車3台以内」もしくは「マイクロバスと乗用車各1台」以内の台数で来場されるよう協力依頼をお願いしている（葬祭業者に徹底するとともに、利用案内パンフレットにも明記）。

(最後のお別れ)

- ① 受付で指定された告別ホールに向かい火葬前に10分程度の最後のお別れを行う。この時、僧侶が同伴されていない場合で、特に遺族が希望する場合は、京都仏教会からボランティアで来場している参勤僧に読経を依頼する場合がある。
- ② 告別ホールで焼香等を済まし、炉前ホールに移動し、火葬炉に棺が納められたことを確認したところでお別れとなる。

(火 葬)

- ① 火葬中、遺族は別館の1階、2階で待機する（平均約1時間30分）。個人で来場の場合（葬祭業者の引率なしで来場）の場合は、場内放送で収骨室を案内する。
- ② 葬祭業者利用者（葬祭業者の引率有で来庁）の方には火葬が終了次第、内線で葬祭業者待機室へ収骨が行われる1～5までの部屋を連絡し、遺族の引率をする。

(収 骨)

- ① 骨壺は遺族に事前に用意をしてもらう。
- ② 葬祭業者を利用している遺族には、遺族担当の葬祭業者が収骨を補助して行う。
- ③ 個人利用者の方には、中央斎場職員が説明を行い収骨する。

(火葬許可証の返却)

- ① 収骨の終了後、受付にて火葬証明が追加記載された火葬許可証を返却する。
- ② 中央斎場から火葬料金の領収書（レシート）を渡す。

※ 実際の利用者の大多数が葬祭業者利用者であり、殆どの利用者は遺族担当の葬祭業者の引率と代行申請により来場されている。個人利用者の大半は胎児の火葬を申請される利用者である。

※ 各葬祭業者には可能な限り、前日の午後4時頃までに出棺予定（故人の氏名、出棺日時場所、葬祭業者名、その他連絡事項）をFAXにより連絡するよう協力を要請している。

※ 人体の一部・産汚物等は受付で火葬申請の後、第二別館へ案内し、人体の一部・産汚物等を職員に渡し計量した後、再度受付で当該重量に係る料金を伝えて、支払ってもらう。この申請に係る殆どが、葬祭業者や病院の代行手続きによるものである。

(イ) 告別ホール～炉前ホール

< 告別ホール >



火葬炉 24基

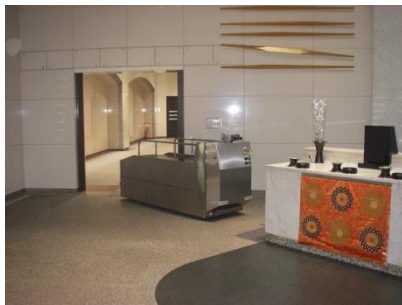
告別ホール 4箇所

(東西南北各ホールに火葬炉6基)

告別ホールへの通路 一方通行
(受付で指定されたホールへ移動)



告別ホール 職員が待機 (棺台車にて、霊柩車から棺を移動)。お別れの簡易な式を進行。



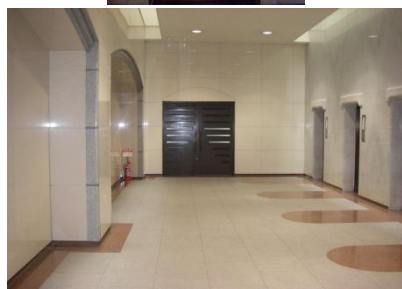
棺台車の移動 告別ホールから炉前ホールへ
(職員により、棺台車を運転)



炉前ホール (予備室)
(納棺する炉のみ、名札の電気を点灯)



納棺 (予備室へ納棺)



出口 (納棺後、職員が予備室の扉を閉め業者が遺族を待合室に案内する)

(ウ) 待合室



待合室（2階）



待合室（1階）



エレベーター



喫茶室



湯茶サービス

待合室（304人収容）、喫茶室（74人収容）

中央斎場はロストル方式を採用しているために、台車式に比べると火葬時間が短くて済むために、他都市とは違い、遺族には収骨までの時間を中央斎場内で待ち時間を過ごしていただいている。現在は別館1階と2階に待合室を備え、2階には喫茶室、ほかに湯茶サービスや自動販売機を設置するなどのサービスを行っている。しかしながら、火葬時間が集中する正午前後には、待合室に座れない状態になっている。

これは、①火葬時間が集中すること、②遺族の来場数が多いこと、③家族単位で着席することから空席が多くできてしまうことなどが原因となっていることから、遺族の伴車については制限を設けるなど、待合室の混雑を回避するために遺族の協力をお願いしているが、根本的な解決になっていない。

(エ) 火葬炉とコントロール室



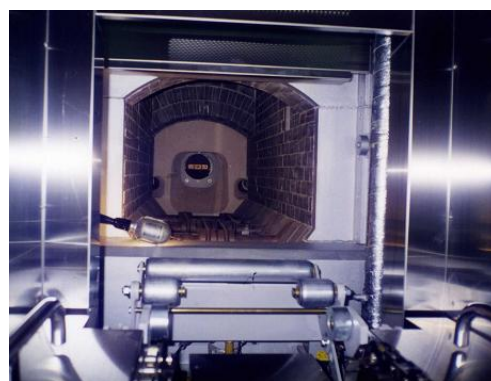
火葬炉の配置（6基づつ4ブロック）



予備室に納棺確認後，納棺機により火葬炉内へ挿入し火葬開始（制御モニター，制御盤を操作）



ロストル（格子）



予備室



制御パネル



コントロール室

（使用する告別ホールはここから連絡）



コントロール室（集中監視室）のパネル

＜火葬炉の一般仕様＞

- | | | |
|---------------|--|------------|
| (1) 設置基数 | 予備室付ロストル式再燃焼室付火葬炉 | 25基 |
| | (内訳) 巨人炉寝棺炉 | 24基 |
| | 胎児炉 | 1基 |
| | * 当初は標準炉22基、巨人炉2基だったが、平成7～11年度の改修の際にすべて巨人炉に変更した。 | |
| | * 巨人炉 長さ200cm×高さ55cm×幅65cm | |
| | 標準炉 長さ185cm×高さ44cm×幅58cm | |
| (2) 再燃炉 | 炉上設置型二次燃焼室 | 25基 |
| (3) 附属炉 | 動物炉 | 2基(再燃炉2基付) |
| (4) 火葬能力 | 最大120件/日(24基×5回転) | |
| (5) 燃焼時間 | 50分以内(但し、標準遺体60kg、棺20kg) | |
| (6) 燃料 | 火葬炉、再燃炉とも都市ガス | |
| (7) 燃焼機器 | 火葬炉 | 主燃バーナ |
| (8) 点火方式 | 電気スパーク(電気火花)によるダイレクト自動着火(直接自動着火) | |
| (9) 燃焼温度 | 主燃バーナ | 800～1,000℃ |
| | 炉内温度 | 400～600℃ |
| (10) 再燃焼炉出口温度 | 800℃以上 | |
| (11) 引出方式 | 収骨皿後部引出方式 | |
| (12) 排気方式 | 2炉に1排気ファンによる強制排気 | |
| (13) 無煙無臭方式 | 完全酸化高温混合再燃焼方式 | |

平成7年度から4箇年をかけてガス化に伴う全面改修工事を実施以降は、一部の耐火煉瓦の積み替えや補修を行いながら稼働して今日に至っている。

(才) 収骨室



第一～第五収骨室まで5室



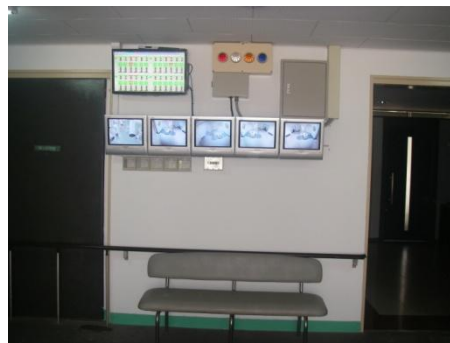
収骨室内部



収骨道具



収骨台車



左上のモニターにて、火葬炉24基の状況を確認
(件数の増加、今後の需要件数と現状の火葬炉数を考慮し23年度、
制御・通信システム改修にて追加したアイテム)
中央の5つのモニターにて、それぞれ告別ホール・炉前ホール・収骨室・作業裏を監視

(カ) 胎 児 炉



<仕様>

火葬方式	ロストル式
設置基数	1 基
燃焼時間（火葬）	20～50分
燃 料	都市ガス
最大焼却量	800kg
点火方式	電気スパークによるダイレクト着火方式
再燃焼炉出口温度	300～400℃

<業務の内容>

1 胎児の火葬

受付時間 午前10時～午後4時30分

ア 計画停電実施期間は午後5時30分まで（事前に申し出のあった場合）。

イ 現時点では、開場日の日曜日は調整のために本館で火葬を行う。

2 人体の一部，産汚物等の火葬

受付時間 午前10時～午後4時30分

開場日の日曜日は調整のため，受付しない。

(キ) 火葬申請までの流れ

- ア 住人が死亡すると、医師の死亡診断に基づき届出人が「死亡届」を区役所に提出する。
- イ 届出地は死亡地、死亡者の本籍地、届出人の住所地市区町村役場に限られる。
- ウ 届出が受理されると、届出人に対し「死体埋・火葬許可証」が交付される。京都市内の区役所ではこの時点で「斎場使用許可申請書 1 号様式」をあわせて手渡している。
- エ また、「京都市中央斎場のご利用案内」も区役所窓口で配布されている。
- オ 「死体埋・火葬許可証」の死亡年月日時から 24 時間経過（7 か月以上の胎児）後、火葬の申請・執行を受けることができる。
- カ 「死体埋・火葬許可証」と「斎場使用許可申請書 1 号様式」と火葬料金を中央斎場に提出することで申請受付とする。

※ 胎児の火葬申請は、「死亡届」を「死産届」に、「死体埋・火葬許可証」を「死胎埋・火葬許可証」と読み替え、申請手続きは上記と同じとなる。

※ 人体の一部・産汚物の火葬については「斎場使用許可申請書 2 号様式」に申請事項を記入のうえ、「医師の証明書」（手術の行われた病院等の様式による）を添付し申請する。

※ 死亡届から火葬申請にいたるまでの手続きの大多数は火葬を担当する葬祭業者等が代行している。

※ 霊柩車、棺、骨壺等は利用者が用意する。

ウ 火葬後（残骨灰）の流れ

京都（特に関西地方）では、喉仏の骨等必要最小限の骨を収骨する「部分収骨」の慣習があり、大多数の遺族は収骨のあとに焼骨を中央斎場に残している。これらを細かく粉砕して質量を減らして残骨灰とした後に、灰収納施設である聖土槽まで運搬し、保管している。

なお、粉砕から聖土槽までの運搬・管理に関する業務については、一般競争入札により業務委託をしている。

霊 灰 碑



<設置場所>

南ホールと西ホール側の車道の向かい側にある。

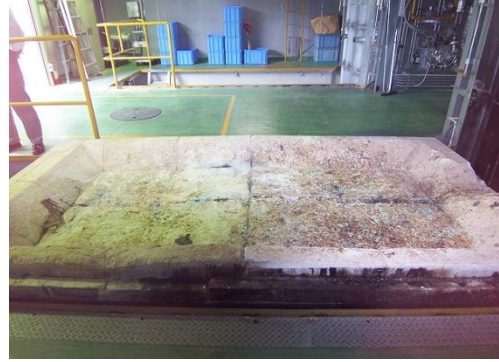
<経過>

- 1 中央斎場敷地内にある人体の火葬による残骨灰を供養するための碑。火葬された後、収骨されずに残された骨灰全体を供養するために建立した。

故人に対して個別に供養することが目的ではないが、開場日の受付時間内であれば、お参りをさせていただくことは可能である。ただし、「お花を供えていただき、手を合わせる」程度の簡易なお参りは許容しているが、「食べ物を供える」とか「僧侶と同伴する」等のお参りは、施設の管理運営上の理由から遠慮してもらっている。

- 2 年に2回、京都市生活衛生課及び中央斎場の職員有志による「骨灰供養」を行っている。受付時間前に参勤僧に読経をしてもらい、花を供えている。
- 3 また、「京都市中央・宇治市斎場焼骨灰供養法要」が京都仏教会と京都中央葬祭業協同組合の運営で毎年2回開催されており、本年開催予定の法要が100回目あたる。

エ 動物炉



<仕様>

火葬方式	台車式
設置基数	2基
燃焼時間	4時間
最大焼却量	800kg
ダイオキシン特別対策処理法	届出施設

<経過>

- 1 動物炉自体は花山火葬場のときから個人の受付のみを行っていた。
- 2 生活環境美化センターの搬入を受け付けるようになったのは京都市中央斎場になってからであり、トラック等で当時の動物炉に搬入していた。同時に個人受付は中止した（昭和56年4月1日）。
- 3 施設改修後も生活環境美化センターから動物の搬入を受け付けている。
- 4 平成20年5月から週に3回（月曜日、水曜日、金曜日）のみ受け付ける形に変更し、搬入の回数を減らすように働きかけた。

<稼動状況>

動物炉は一度点火すると動物の量に関係なく2時間以上火葬する必要があるため、稼動日数がそのまま動物炉に対する負担となる。2基の動物炉を交互に使用しており、一基当たりの耐用回数は約900回と考えられている。平成18年度までは生活環境美化センターが週6回、家庭動物相談所が週2回搬入していたが、原料価格の高騰や、動物炉の老朽化による故障の頻発等もあり、生活環境美化センターと協議を行った結果、現在は生活環境美化センターが月、水、金曜日、家庭動物相談所が金曜日に搬入日を固定し、動物炉の稼動回数を週3回としている。

<その他>

灰と骨は生活環境美化センターが持ち帰る。

<利用件数>

	保健福祉局	環 境 局	合 計	備考 (kg)
0 4	7, 506	11, 853	19, 359	114, 390
0 5	7, 618	11, 299	18, 917	113, 075
0 6	7, 193	11, 079	18, 272	120, 230
0 7	6, 822	11, 921	18, 743	118, 098
0 8	7, 349	12, 526	19, 875	110, 213
0 9	5, 597	12, 244	17, 841	108, 430
1 0	5, 263	11, 958	17, 221	107, 195
1 1	4, 924	11, 000	15, 924	95, 077
1 2	4, 996	11, 717	16, 713	76, 630
1 3	4, 319	10, 414	14, 733	61, 615
1 4	4, 039	11, 937	15, 976	63, 490
1 5	3, 517	12, 354	15, 871	59, 539
1 6	2, 571	12, 554	15, 125	57, 890
1 7	2, 444	10, 672	13, 116	57, 190
1 8	2, 434	9, 646	12, 080	56, 611
1 9	2, 222	8, 852	11, 074	54, 381
2 0	2, 003	7, 338	9, 341	52, 550
2 1	1, 988	6, 290	8, 278	47, 698
2 2	1, 735	7, 257	8, 992	50, 853
2 3	1, 661	9, 456	11, 117	51, 518

(3) 職員の配置

ア 職員の配置（火葬業務の配置）

配置箇所	箇所数	人数	担当日数
コントロール室（集中監視室）	1 箇所	1 名	1 週
告別ホール（炉前ホール）北・東・南・西	4 箇所	4 名	4 週
作業室（火葬炉各 6 基）北・東・南・西	4 箇所	4 名	4 週
収骨室（5 室）フリー	1 箇所	1 ～ 3 名	4 週
第二別館（胎児炉 1 基，動物炉 2 基）	1 箇所	1 名	1 週

- * 各配置箇所に 1 週間ずつローテーションで担当し，1 4 週のサイクル
- * 最低ライン，1 1 名～定員数
- * 火葬業務は，休場日（友引）前後もしくは明けに件数が集中するため，定員数を考慮
- * 1 日当たり，ローテーションで 2 名～4 名の休日を取得
(休日を取得した担当者の配置場所にフリーが応援に入る。)
- * 各自，担当別に交代で分割休憩を取る。昼休憩は，午前 1 1 時 3 0 分～午後 1 時の間に 3 0 分，繁忙時間が終わった時間～終了時間の間に 3 0 分を基本として取得している。

イ 担当割の考え方

配置番号	配置場所	配置番号	配置場所
1	コントロール室	8	告別ホール 北
2	作業室 南	9	作業室 北
3	告別ホール 南	1 0	第二別館
4	作業室 西	1 1	告別ホール 東
5	告別ホール 西	1 2	作業室 東
6	フリー	1 3	フリー
7	フリー	1 4	フリー

- * 配置番号を付け，各 1 週ずつ計 1 4 週のローテーション。
- * 職員数 1 5 名のうち，担当課長補佐 1 名は，ローテーションから除外し，労務管理及び事務処理，業者との調整，フリーの応援，急遽人員が不足した時などに 臨機応変に対応する。
- * コントロール室，告別ホールの担当は，紺色の背広，紺色のネクタイ着用。
- * 作業室，第二別館，フリーの担当は，作業服を着用。

(4) 京都市中央斎場運営協議会

京都市が中央斎場の運営に関して、葬祭業者と協議する会議として運営協議会を開催している。中央斎場休場日の指定や年末の受付時間、中央斎場の利用、また、実際の運営についての問題点などを議論する。

(5) 参勤僧

中央斎場には、火葬前の故人との最期のお別れの際に読経する僧侶がいない遺族のために、中央斎場開設時から京都仏教会の御奉仕により参勤僧と呼ばれる僧侶が派遣されている。

業務は、①お別れの際の読経、②お別れ終了後の祭壇の片付け、③沈壇香、ろうそくの補充、布施は、市内葬祭業者間で取り決めされていて、一律1,500円。ただし、布施の有無にかかわらず読経していることから、京都仏教会が支払いを強制してはいない。

(6) 京都中央安置センター

中央斎場第三駐車場の一部を京都中央葬祭業協同組合に貸し付けており、京都中央安置センターとして活用されている。2室の遺体安置室があり、検視・検案が未実施で一時保存の必要性がもとめられる時、遺体引取りの遺族、親族が遠方または不明の時、生活保護受給者で家族がいない場合身元確認調査をしても身元が判明せず、区市町村に遺体引継ぎを実施する時などの一時安置場所として活用されている。



(7) 火葬実績(平成24年6月)

平成24年6月の火葬実績をまとめた。

ア 「火葬実績一覧表」は本館火葬炉の実績である。

(ア) 開始時間順に並べている。

(イ) 「燃料」欄はガス使用量で単位は立方メートル。

イ 「別館実績一覧表」は第二別館の実績である。